

1 法人の経営

(1) 国、特別区の動向

ア 「社会福祉住居施設」及び「日常生活支援住居施設」について

- ・国は平成 30 年 6 月に、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律を公布した。この改正において、貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への生活支援として、①無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化、②単独で居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施することが決まった。
- ・無料低額宿泊所の規制強化では、これまでガイドラインで決めていた設備・運営に関する基準に変え法定の最低基準を創設した。この最低基準を満たす無料低額宿泊所を「社会福祉住居施設」（社会福祉法）とした。
- ・また、単独で居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において必要な日常生活上の支援を提供する「日常生活支援住居施設」（生活保護法）を創設した。そして福祉事務所が事業者に日常生活上の支援の実施を委託しその費用を交付するものとした。

イ 「日常生活支援住居施設」の検討状況と今後の保護施設のあり方について

- ・法改正に伴い、平成 30 年 11 月に「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」が設置された。第 7 回までは社会福祉住居施設の最低基準の検討が、第 8 回から最終第 12 回（令和元年 11 月 29 日）までは、日常生活支援住居施設の支援対象者、支援内容、施設要件、委託費等が検討された。令和 2 年 4 月から施設認定の申請を受け付け、10 月から受託開始の予定である。
- ・厚生労働省は保護施設の全数調査に基づき、令和 2 年度に「保護施設のあり方」の検討を予定している。全国的には更生施設、宿所提供施設は減少し救護施設に転換している状況の中で、日常生活支援住居施設も含めたあり方検討が開始される。特別区においても、令和 2 年度に宿所提供施設・宿泊所のあり方の検討が予定されている。

ウ あり方検討報告に関するその後の特別区の検討状況について

- ・平成 30 年 8 月に特別区が取りまとめた「厚生関係施設等の今後のあり方について」（以下「あり方検討報告」という。）では、令和 5 年度の中間の見直しまでに男性更生施設の救護施設転換、女性救護施設の増設及び種別転換のそれぞれの諸課題を整理するとしている。
- ・特別区では、平成 31 年 4 月から厚生関係施設運営協議会のなかで救護施設転換に向けた課題整理が具体的に進められている。更生施設の救護施設転換は法人経営に大きな影響を与えるものであるが、事業団は特人厚が設置した社会福祉法人として、蓄積した様々な支援ノウハウを最大限活用して、特人厚厚生部に協力していかなければならない。厚生部との連携を一層強化し、救護施設転換等の特別区のニーズに応じていく。

(2) 事業団の重点目標

「長期計画・人材育成計画」に基づく「第1期実施計画（平成29～31年度）」が、令和2年3月末で終了し、現在「第2期実施計画（案）（令和2～4年度）」の策定作業を進めている。特に法人運営に大きな影響が生じる「更生施設の救護施設転換」は、長期計画にはない課題であり、実施計画案にどのように盛り込むのか、慎重に検討している。

また、令和2年12月に迎える創立30周年の記念事業として式典・祝賀会、記念誌発行を中心とした記念事業を具体的に進める。また、事業団の法人名の改称についても、事業団内部の手続きに則り、特人厚・特別区と調整しながら取り組んでいく。

ア 長期計画に基づく第2期実施計画の着実な実施について

(ア) 利用者支援の充実・強化について

- ・第1期実施計画において取り組んだ「利用者支援の手引き」の拡充、家族・単身に分かれての「利用者支援会議」の開催、過去3回の「事業団事例発表会」などの成果を基に、さらに利用者や施設の実情に応じた支援となるよう創意工夫を図っていく。

(イ) 障害福祉サービス事業の総合的な検討について

- ・みのり舎では、就労継続支援B型、生活訓練及び計画相談の各支援を行っている。登録利用者の減少等による経営悪化に対して、令和元年度は更生施設と連携した利用者増、支援内容の見直しなどを通じ改善への足掛かりを掴んだ。令和2年度は、PTの「みのり舎経営改善報告」を着実に具体化し、安定した経営を目指す。
- ・併せて、第1期実施計画で開設を予定していた「地域密着型グループホーム」についても、収支のバランスが取れた経営となるよう更なる検討を行う。また、みのり舎とグループホームの二つの障害福祉サービス事業のより効率的な運営方法も検討する。

(ウ) 児童福祉分野での調査研究成果の活用について

- ・「児童福祉動向調査 PT」の研究成果、児童養護施設への研修派遣で学んだノウハウなどを整理し、事業団施設での活用を進めていく。

イ 更生施設における就労支援について

- ・更生施設に経過期間として配置した「就労支援員」を見直し、令和2年度以降、塩崎荘の無料職業紹介事業を活用した「職員による就労支援」に切り替えていく。
- ・就労支援員と利用者の就労支援関係の引継ぎ、塩崎荘無料職業紹介事業との連携、施設職員の就労支援をサポートする体制づくりなどに積極的に取り組み、就労支援の成果を上げていく。

ウ 事業団のリスク管理能力の強化と利用者の安全・安心の確保について

- ・事業団の施設では、これまで首都直下型地震を想定した事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定し、適宜見直してきた。しかし、最近では大型の台風やゲリラ豪雨の発生による風水害や浸水の恐れ、交通機関の計画運休など、施設運営上のリスク管理を行う必要が生じてきた。
- ・行政が作成したハザードマップ等により本部も含め全施設の危険度を再確認する。そし

て、想定される危険に応じた複数の避難場所、避難方法及び職員体制等を吟味し、BCPの見直しを進める。見直しにあたっては、特人厚、所在区との連携を密にしていく。

- ・本部でも所長会とともに、BCP見直しの参考となる方針を検討し取りまとめる。

エ 事業団創立 30 周年記念事業の実施について

- ・事業団には 30 年に渡り、特人厚、特別区、東京都と連携し生活困窮者を支えてきた自負がある。こうした先輩職員の思いを次代に伝えるために、平成 31 年 3 月から創立 30 周年記念事業の準備に取り組んできた。
- ・記念式典及び祝賀会は、特人厚、特別区、東京都、大学、地域の関係者、歴代役職員等を招き開催する。記念誌は 30 年間を振り返り、事業団の歩んできた道筋を示す内容とする。

オ 法人名改称の検討について

- ・創立 30 周年を機に、事業団名称を短くわかりやすい名称への変更を目指す。特人厚・特別区からの理解を得たうえで、理事会、評議員会に諮り令和 3 年 4 月 1 日の導入を目指す。

カ 港区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」の開設準備について

- ・事業団は令和元年 11 月に港区立母子生活支援施設の指定管理者募集に応募し、令和 2 年 1 月末に「指定管理者候補者」の決定通知があった。
- ・開設は令和 3 年 4 月 1 日で、令和 2 年度当初から本部に職員を配置し開設準備にあたる。
- ・特別区で児童相談所が設置できるようになり、虐待を受けた児童を保護する場合、母子を一体でケアできる母子生活支援施設の役割が期待されている。また、全国でも初めての児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設が併設された複合施設の長所を活かして、新たな母子生活支援の可能性を追求していく。

キ 事業団の運営について

(ア) 人材育成の取組について

① 人事管理システムの構築について

- ・新たな人事評価制度は本格導入から 3 年目を迎え定着してきた。しかし、人材育成計画で示された総合的な人事管理に必要となる「人事管理システム」の構築が進んでいないのが現状である。
- ・経費の安いパッケージソフトを活用し、給与、異動、昇格、研修、評価などのコンパクトなシステムを構築する。

② 研修体系の整理について

- ・事業団の常勤職員数は平成 27 年度事業計画の 122 人から令和元年度には 172 人と大幅に増加している。内訳は指導員が 34 人増で、所長・係長はほぼ同数である。
- ・組織の中堅である主任職の役割を再評価し、研修内容に反映させる必要がある。また、所長・係長研修でも、リーダーとしての役割が発揮できるよう、施設管理、会計、職員育成等の具体的な内容を盛り込むことを検討する。

③ キャリアパスの検討について

- ・現在、事業団のキャリアとしては、主任、主査・施設長、所長（課長）という職層が柱になっている。事業団で仕事を続けていくとき、目標やゴールとして目指すキャリア、そのための道筋としてのキャリアパスがある。
- ・事業団のキャリアパスは、次のキャリアを目指す際に求められる経験・知識・技能や施設種別、職務・業務内容、資格取得などを示し、職員が青写真を描いて仕事に取り組めるようにするものである。人材の確保、職員士気の維持などからも、昨年に引き続き、事業団の特色を生かしたキャリアパスを検討していく。

(イ) 職場環境整備の取組について

① ハラスメント対策について

- ・令和元年6月、労働施策総合推進法の改正によりパワーハラスメント対策が法制化され、そのガイドラインが令和2年1月に告示され6月1日から適用されることになった。
- ・事業団はハラスメント対策委員会を設置し、啓発活動、研修の実施や職員からの通報に対応してきた。今回のガイドラインについても、法人方針の明確化と周知・啓発、相談体制の整備、被害者へのケア、再発防止等の対応を図っていく。

② ワーク・ライフ・バランスについて

- ・事業団は、令和元年2月に「施設における多様な働き方を確保するための指針」を策定した。そこでは、施設長は施設運営の確保と職員個々の事情への配慮について、職場全体に考えを示し、可能な限り職員に配慮した勤務割振を行うこととした。
- ・働き方改革関連法が平成30年7月に成立した。これを受け、特に不合理な待遇差の禁止（同一労働・同一賃金）の施行に対し、国のガイドラインに基づきながらこれまでの雇用経緯や労働実態を踏まえて検討を進める必要がある。
- ・次世代育成行動計画についても、第4期行動計画に基づき、事業団のワーク・ライフ・バランスを推進していく。

③ 障害者雇用について

- ・障害者に関する法定雇用率は2.2%であり、令和元年度の事業団では障害者雇用数として5人分が必要となった。しかしながら、退職等により3人分が不足し、納付金が発生した。
- ・事業団は、障害者採用の経験が少なく、ハローワークや都内の社会福祉事業団などに問い合わせ、就労環境の整備も含めた障害者雇用計画を作成し募集を開始する。

(ウ) 個人情報保護の取組について

- ・事業団は平成31年4月に「個人情報の保護に関する規則」を改正施行し、当該規則に基づき、「個人情報保護方針」、「個人情報保護管理要綱」、「情報資産の保護に関する安全管理要綱」、「匿名加工情報安全管理要綱」を令和2年4月1日に施行する。
- ・これらの規程に沿って、個人情報保護マネジメントシステム（以下「PMS」という。）を構築し、組織的な運用管理体制として、本部による施設の個人情報保護対策等の確認、また施設における定期的な自己チェックを徹底する。

2 事業団運営施設等一覧

施設設置区分	種類		施設名	区分	利用者定員		所在地
					世帯	人員	
事業団設置	保護施設	更生施設	塩崎荘	男性単身	100	100	江東区
			小計		100	100	
特別区人事・厚生事務組合設置（受託施設等）	保護施設	更生施設	本木荘	男性単身	50	50	足立区
			けやき荘	女性単身	30	30	新宿区
			淀橋荘	男性単身	70	70	新宿区
			千駄ヶ谷荘	男性単身	60	60	渋谷区
			新塩崎荘	男性単身	100	100	江東区
			しのばず荘	男性単身	100	100	台東区
			小計		410	410	
	施設	宿所提供施設	西新井栄荘	家族	32	66	足立区
			淀橋荘	家族	27	42	新宿区
			小豆沢荘	家族	45	85	板橋区
			葛飾荘	家族	40	50	葛飾区
			新幸荘	家族	75	134	江東区
			小計		219	377	
	宿泊所		綾瀬荘	家族	34	75	足立区
			千歳荘	家族	38	56	世田谷区
			小計		72	131	
	路上生活者対策事業	自立支援センター	新宿寮	緊急一時保護	25	25	新宿区
				施設支援	45	45	
				自立支援住宅	22	22	
				地域継続支援	—	—	
巡回相談				—	—		
支援付地域生活移行				8	8		
小計		100	100				
合計					901	1,118	
事業団設置	母子生活支援施設		のぞみ荘	家族	20	—	新宿区
	障害福祉サービス事業	みのり ^や 舎	自立訓練	6	6		
			就労継続支援	20	20		
			計画相談支援	—	—		
合計		46	26				
総合計					947	1,144	

3 受託等事業一覧

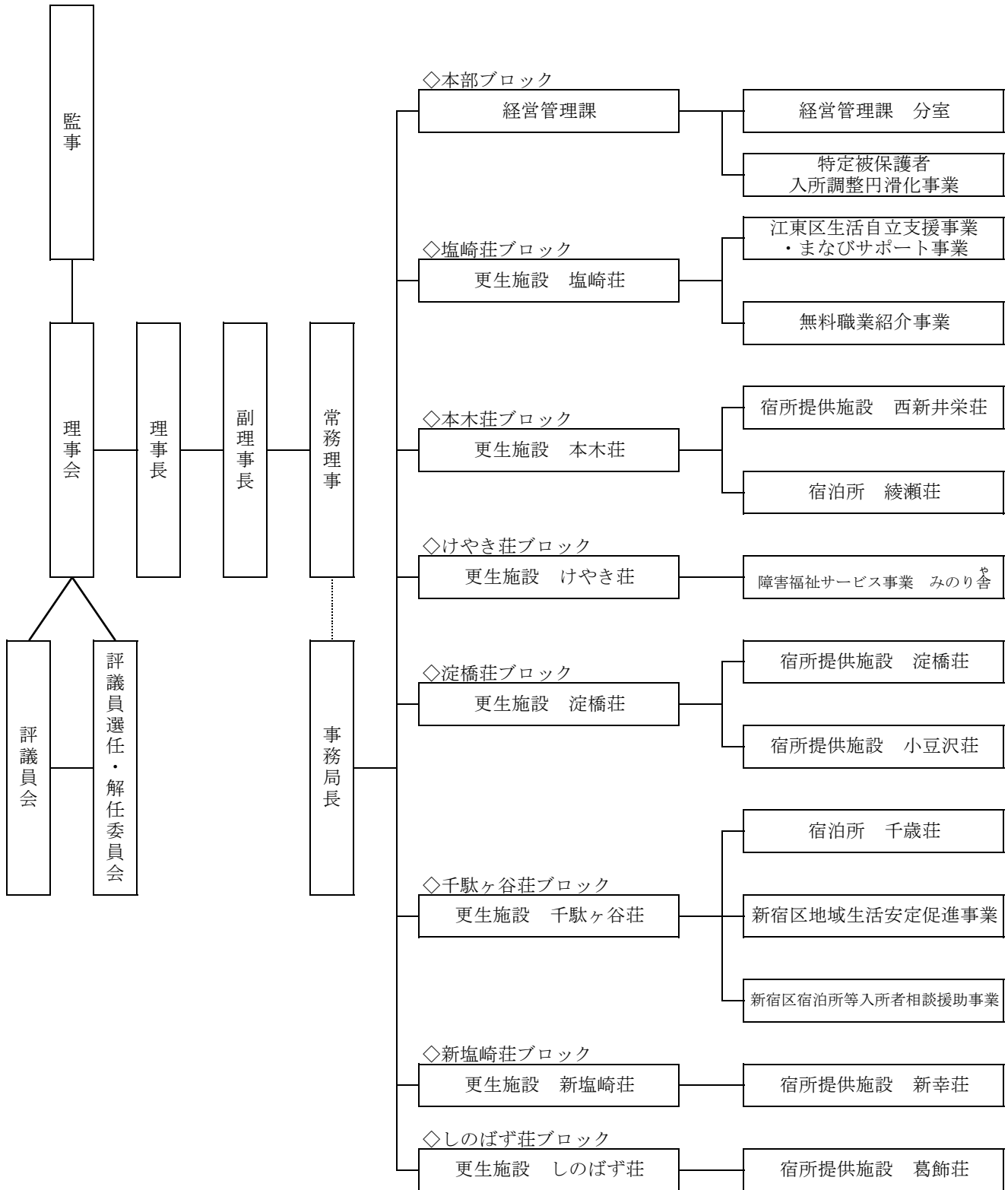
		施設名		定員		令和2年度 利用目標※		令和元年度 実績見込※		
				通所	訪問	通所	訪問	通所	訪問	
施設機能 の活用	保護施設通所事業	更生施設	塩崎荘	35	0	100.0%	—	72.0%	—	
			本木荘	23	2	100.0%	100.0%	93.0%	65.0%	
			けやき荘	14	1	100.0%	100.0%	100.0%	58.3%	
			淀橋荘	33	2	100.0%	100.0%	93.7%	100.0%	
			千駄ヶ谷荘	27	3	100.0%	100.0%	80.7%	16.6%	
			新塩崎荘	35	5	100.0%	100.0%	70.0%	50.0%	
			しのばず荘	35	5	100.0%	100.0%	81.1%	19.6%	
		合計	202	18	100.0%	100.0%	84.4%	51.6%		
	アパート借上事業	施設名		実施見込居室数		※数値は月初平均在籍率(月初在籍者/定員)				
		更生施設	本木荘	3						
			けやき荘	2						
			千駄ヶ谷荘	3						
	しのばず荘		4							
	社会復帰促進事業	施設名		実施見込居室数		利用期間				
宿所提供施設		小豆沢荘	3		6か月以内					
		西新井栄荘	5							
		葛飾荘	3							
	新幸荘	5								
緊急一時保護事業	宿所提供施設		全施設、利用期間3か月(3か月延長可)							
	宿泊所									
	更生施設(けやき荘)		定員1名、利用期間1か月(延長不可)							
更生施設 緊急対応枠	本木荘	荒川区、足立区、葛飾区					定員・利用期間			
	淀橋荘	新宿区、江戸川区								
	千駄ヶ谷荘	渋谷区					1区1名 概ね1か月			
	新塩崎荘	墨田区、江東区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区								
	しのばず荘	台東区								

包括的 施設支援 事業	専門相談員・支援 員派遣事業	心理相談員派遣事業		住宅相談員派遣事業		
		法律相談員派遣事業				
		他言語支援員派遣事業				
	利用者支援事業	賃貸保証等契約支援事業		社会参加状況モニタリング(見守り)事業		
		緊急一時保育事業				
研修事業						

実施区	事業名	定員	令和2年度利用目標	令和元年度実績見込
新宿区	地域生活安定促進 事業	300	300	150
	宿泊所等入所者相 談援助事業	50	60	62

実施区	事業名	定員	令和2年度利用目標	令和元年度実績見込
江東区	生活自立支援事業	—	115	115
	まなびサポート事業	—	370	370

4 事業団組織図



<ブロックに含まれない施設>

自立支援センター 新宿寮

母子生活支援施設 のぞみ荘

5 令和2年度職員配置予定表

種別	施設名	令和2年4月1日現在の職員配置予定数(令和2年2月27日時点)													
		常勤						非常勤				パートタイマー			D 現在員 A+B+C
		事務局長	施設長等		指導員	看護師	栄養士	小計	生活相談員等	看護師	栄養士	小計	夜間支援員等	作業員等	
			課長・所長級	係長級											A
本部	経営管理課	1	1	3	6		11	1			1			0	12
	経営管理課分室			1	2		3	2			2			0	5
	小計	1	1	4	8	0	14	3	0	0	3	0	0	0	17
更生施設	本木荘		1	1	9	1	1	13	1		1	4		4	18
	けやき荘		1	1	7	2	1	12	1		1	7		7	20
	塩崎荘		1	1	12	2	1	17	7		7	4	3	7	31
	淀橋荘		1	1	9	1	1	13	1		1	4		4	18
	千駄ヶ谷荘		1	1	11	1	1	15	4		4	4		4	23
	新塩崎荘		1	1	11	1	1	15	1	1	2	4		4	21
	しのばず荘		1	1	11	2	1	16	1		1	4	1	5	22
	小計	0	7	7	70	10	7	101	16	1	0	17	31	4	35
宿所提供施設	西新井栄荘			1	2		3	3			3			0	6
	葛飾荘			1	2		3	1		1				0	4
	小豆沢荘			1	2		3	3		3				0	6
	淀橋荘			1	2		3			0				0	3
	新幸荘			1	2		3	1		1				0	4
	小計	0	0	5	10	0	15	8	0	0	8	0	0	0	23
宿泊所	綾瀬荘			1	2		3	1		1				0	4
	千歳荘			1	2		3	1		1		1	1	5	
	小計	0	0	2	4	0	6	2	0	0	2	0	1	1	9
自立支援センター新宿寮			1	2	17		20	8		8	5	2	7	35	
母子生活支援施設のぞみ荘			1	1	9		11	2		2			0	13	
障害福祉サービスみのり舎				1	4		5	1		1		1	1	7	
合計		1	10	22	122	10	172	40	1	0	41	36	8	44	257